



埼玉県報

号外第 24 号
令和 8 年(2026 年)
3 月 31 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし（税務課）

条例

- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例（税務課）

規則

- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報システム戦略課）
- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、軽油引取税の当分の間税率及び自動車税（環境性能割）を廃止する等の改正を行う。

二 内容

(一) 軽油引取税

当分の間税率を令和八年四月一日に廃止する。

(二) 自動車税

ア 自動車税（環境性能割）を令和八年三月三十一日をもって廃止する。

イ 自動車税（種別割）を自動車税とする。

ウ 燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置の適用期限を二年延長する。

(三) 不動産取得税

ア 免税点を引き上げる。

イ 宅地建物取引業者等が住宅を新築した日から六か月以内に他者に譲渡した場合に課税しない措置について、その期間の要件を六か月以内から一年以内に緩和する特例措置の適用期限を五年延長する。

ウ 新築住宅用土地の減税措置について、土地取得から住宅新築までの経過年数の要件を二年から三年に緩和する特例措置の適用期限を五年延長する。

(四) その他

規定の整備を行う。

三 施行期日

令和八年四月一日

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の十九」を「第五十五条の六」に改める。

第十四条第二項中「第五十五条の十九」を「第五十五条の六」に改める。

第十五条第一項中「の種別割」を削る。

第三十二条の二の四第一項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第四十七条第一項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第四十七条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第五十条から第五十五条の七までを削る。

第五十五条の八(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十条とする。

第五十五条の九(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十五条の十(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十五条の十一の見出し並びに同条第一項及び第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「新規登録」を「道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条第一項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)」に、「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」

に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第四項中「規定による」を「規定により」に、「種別割」を「自動車税」に、「第五十五条の十四」を「第五十五条」に改め、同条第五項中「第五十五条の十四」を「第五十五条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十五条の十二を削る。

第五十五条の十三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第百五十一号）」を加え、「第五十五条の十一第三項」を「前条第三項」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十五条の十四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第十三条第一項に規定する移転登録（次項において「移転登録」という。）」に改め、同項第二号中「第五十五条の十七第一項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第三号中「第四十七条第三項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十五条の十五中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条の二とする。

第五十五条の十六の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条の三とする。

第五十五条の十七の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「、身体障害者等」を「、身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項及び次項において「身体障害者等」という。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条の四とする。

第五十五条の十八（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条の五とする。

第五十五条の十九（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十五条の六とする。

附則第三条の二を削る。

附則第六条の二第一項を削り、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同項を同条とする。

附則第十一条の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」

に改める。

附則第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

附則第二十二條の二から第二十二條の六までを削る。

附則第二十三條の前の見出し中「の種別割」を削り、同條第一項中「法第四百十九條第一項第一号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「法第四百十九條第一項第二号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの」に、「次項第二号及び次條第二項」を「次項第二号及び同條第二項」に、「法第四百十九條第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二條第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第一号及び」に、「次條第一項」を「同條第一項」に、「第五十五條の八第一項第三号イ(1)」を「第五十條第一項第三号イ(1)」に改め、「の種別割」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七條第一項に規定する新規登録（以下この条及び次條第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第二十三條第二項中「第五十五條の八第一項」を「第五十條第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から

令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第五条第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法第四百九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に改め、同項第三号中「法第四百九条第一項第三号に規定する」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第五十条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

附則第二十三条の二第一項中「第四十七条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、「第五十五条の八第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二項中「第一項の」を「前項の」に改め、「の種別割」を削る。

附則第二十三条の三を次のように改める。

(東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例)

第二十三条の三 法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域(以下この条において「自動車等持出困難区域」という。)内の自動車が、次に掲げる自動車で施行令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第四十七条第一項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動

車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したものの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるものの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したものの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

附則第二十五条の二第一項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部改正）

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第一条中「の種別割」を削る。

第一条の二の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「（軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条の大型特殊自動車を除く。以下同じ。）」及び「の種別割」を削り、同条第二項中「の種別割」を削る。

第二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「の種別割」を削り、同条第三項中「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削り、同条第四項中「の種別割」を削り、「第五十五条の十四」を「第五十五

条」に改める。

別記第一号様式中「(識込世)」を削る。

(彩の国みどりの基金条例の一部改正)

第三条 彩の国みどりの基金条例(平成二十年埼玉県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「の種別割」を削る。

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(令和元年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「附則第九項」を「附則第七項」に改め、附則第七項及び附則第八項を削り、附則第九項を附則第七項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(附則第四項及び第九項において「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 施行日前に埼玉県税条例第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条第四十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

5 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の埼玉県税条例(以下この項及び第八項において「旧条例」という。)第五十五

条の五第一項、第五十五条の六第一項又は附則第二十二条の六第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第五十五条の五第六項、第五十五条の六第二項若しくは附則第二十二条の六第二項の規定による還付又は旧条例第五十五条の五第七項（旧条例第五十五条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第二十二条の六第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

7 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第二十三条の三第一項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和三年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

9 新条例附則第二十三条の三第一項の規定の適用については、総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「二十八年旧法」という。）附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項において「旧自動車持出困難区域」という。）は総務大臣が地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十四条第一項の規定により指定して公示した同項に規定する自動車等持出困難区域（以下この項において「自動車等持出困難区域」という。）と、同号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に総務大臣が二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月十一日）は新条例附則第二十三条の三第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日と、それぞれみなす。

（軽自動車税に関する経過措置）

10 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十二号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成三十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第八号を削り、同条第九号中「第一百七十七条の十七の種別割」を「第六百六十四条の自動車税」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条中「いう。以下同じ。」（各種学校を除く）を「いい、各種学校を除く。第十条において同じ」に、「者をいう。以下」を「者をいう。第十条において」に改める。

第三条第一号中「先天性血液凝固因子欠乏症等（第I因子（フィブリノゲン）欠乏症、第II因子（プロトロンビン）欠乏症、第V因子（不安定因子）欠乏症、第VII因子（安定因子）欠乏症、第VIII因子欠乏症（血友病A）、第IX因子欠乏症（血友病B）、第X因子（スチュアートプラウア）欠乏症、第XI因子（PTA）欠乏症、第XII因子（ヘイグマン因子）欠乏症、第XIII因子（フィブリン安定化因子）欠乏症、von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病及び血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症をいう。）」を削り、「特定疾患等患者」を「県単独指定難病患者」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「特定疾患等患者」を「県単独指定難病患者」に改める。

第四条第一号中「以下」を「以下この条及び第十三条において」に改める。

第十条の前の見出し及び同条を削り、第十一条中「別表第二の二の項」を「別表第二の一の項」に改め、「（各種学校を除く。）」を削り、同条第一号中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う生活に困

窮する外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第十一条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）」を付する。

第十二条を削る。

第十三条中「別表第二の四の項」を「別表第二の二の項」に改め、同条中第四号から第十四号までを削り、第十五号を第四号とし、第十六号から第十八号までを削り、同条第十九号中「公営住宅法」の下に「（昭和二十六年法律第九十三号）」を加え、「公営住宅の」を「同法第二条第二号の公営住宅（次条において「公営住宅」という。）の」に改め、「及び同項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を削り、同条を同条第五号とし、同条中第二十号から第二十九号までを削り、同条第三十号中「第三十二号」を「第八号」に改め、同条を同条第六号とし、同条中第三十一号を第七号とし、第三十二号を第八号とし、第三十三号及び第三十四号を削り、同条を第十一条とする。

第十四条中「別表第二の五の項」を「別表第二の三の項」に改め、同条第一号中「以下」の下に「この条及び次条第一号ハにおいて」を加え、同条第二号中「措置児童又は」を「当該認定に係る同法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この条において「措置児童」という。）又は」に改め、同条第三号中「措置児童」を「当該認定に係る措置児童」に改め、同条第四号中「保護児童又は」を「当該徴収に係る同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この号において「保護児童」という。）又は」に改め、同条第五号中「措置児童又は」を「当該徴収に係る措置児童又は」に改め、同条第六号中「措置児童」を「当該徴収に係る措置児童」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条中「別表第二の六の項」を「別表第二の四の項」に改め、同条第一号口中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十三号）」を加え、同条第二号中「外国人就労自立給付金支給関係情報」を「同項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報（以下この条において「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。）」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条第一号中「外国人要保護者等」を「同法第六条第二項の要保護者に準じる者である外国人又は同条第一項の被保護者に準じる者であった外国人（以下この条において「外国人要保護者等」という。）」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条第一号中「要保護者等」を「同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）」に改め、同条第七号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の下に「（平成六年法律第三十号）」を加え、「平成十九年改正法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この号及び次号において「平成十九年改正法」という。）」に、「平成二十五年改正法附則第二条第一項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）」に、「平成二十五年改正法附則第二条第一項」を「平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この条において「旧法」という。）」第十四条第一項」に、「要保護者等」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要保護者等」という。）」に改め、同条第八号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項」の下に「（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第十五条とする。

第十八条を第十六条とし、第十九条を第十七条とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

第二十二条中「別表第三の七の項」を「別表第三の五の項」に改め、同条を第十八条とする。

第二十三条を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和八年埼玉県条例第五号）の施行の日から施行する。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第六項中「第五十五条の二第一項又は第五十五条の十一第四項」を「第五十三条第四項」に改める。

第二条の四第二号中「種別割」を「自動車税」に改める。

第二条の七第二号中「第五十五条の二第一項の規定による納付の方法及び条例第五十五条の十一第四項」を「第五十三条第四項」に改める。

第五条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「自動車税（種別割）納付義務免除申告書」を「自動車税納付義務免除申告書」に改める。

第六条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「自動車税（種別割）減額（取消）通知書」を「自動車税減額（取消）通知書」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六条の九中「納税地を所轄する県税事務所の掲示場に掲示して」を「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を納税地を所轄する県税事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該県税事務所の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第六条の十中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第六条の十二第二項各号列記以外の部分中「第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第二項」に、「第五十五条の十三」を「第五十四条」に、「」に、申告納付に係るものにあつては条例第五十四条の規定により申告納付することとされている日から三十日以内」を「まで）」に、「第二号」を「第一号」に改め、同項第一号中「第五十五条の七第一項第二号若しくは第三項又は第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第二項」に、「県税減免申請書」を「身体障害者・精神障害者

に係る自動車税減免申請書」に改め、同項第二号中「第五十五条の七第二項又は第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第三項」に、「身体障害者・精神障害者に係る自動車税環境性能割・自動車税（種別割）減免申請書」を「県税減免申請書」に改め、同条第三項中「及び第四号」を「から第三号まで」に、「第一号から第三号まで」を「第一号及び第四号」に、「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同項第一号中「又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項の規定により交付された軽自動車届出済証」を削り、同条第四項中「第五十五条の七第一項第一号若しくは第四項第一号若しくは第二号又は第五十五条の十七第四項」を「第五十五条の四第四項」に改め、「同項の規定による減免にあつては、」及び「条例第五十五条の七第一項第一号又は第四項第一号に該当するものにあつては条例第五十四条の規定により申告納付することとされている日から三十日以内に、条例第五十五条の七第四項第二号に該当するものにあつては同号に規定する理由がやんだ日から三十日を経過する日までに、条例第五十五条の十七第四項に該当するものにあつては」を削り、同条第五項中「第五十五条の七第四項第三号又は第五十五条の十七第四項」を「第五十五条の四第四項」に改め、「同項の規定による減免にあつては、」及び「申告納付に係るものにあつては条例第五十四条の規定により申告納付することとされている日から三十日以内に」を削り、同条第六項中「第五十五条の十七第二項から第四項まで」を「第五十五条の四第二項から第四項まで」に改める。

第三十五条の二から第三十五条の五までを削る。

第三十五条の六中「第五十五条の七第一項第二号」を「第五十五条の四第二項」に改め、同条を第三十五条の二とする。

第三十五条の七を削る。

第三十六条の見出し中「種別割課税免除承認」を「自動車税課税免除承認」に改め、同条中「第五十五条の十七第一項ただし書」を「第五十五条の四第一項ただし書」に、「自動車税（種別割）課税免除承認申請書」を「自動車税課税免除承認申請書」に改める。

第三十七条の見出し中「第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第二項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第二項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「第五十五条の十一第一項」を「第五十三条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同号口中「第百七十七条の十第二項」を「第百五十七条第二項」に改め、同項第二号中「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同号口中「第百七十七条の十第二

項」を「第一百五十七条第二項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第五十五条の十七第二項」を「第五十五条の四第二項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「種別割」を「自動車税」に、「第七十七條の十第二項」を「第一百五十七條第二項」に改め、同項第二号中「種別割」を「自動車税」に、「第七十七條の十第二項」を「第一百五十七條第二項」に改め、同条第三項中「第四百六十三條の二十三」を「第四百五十六條」に改め、「の種別割」を削り、「係る種別割」を「係る自動車税」に改める。

第三十八條の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第五十五条の十九」を「第五十五条の六」に、「による種別割」を「による自動車税」に、「自動車税（種別割）納税証明印」を「自動車税納税証明印」に改める。

第四十四条の表四の二号を次のように改める。

四の一

削除

第四十四条の表八の五号及び九の二の三号中「（種別割）」を削り、同表十一号中「第二項第一号」を「第二項第二号」に改め、同表十一の二号中「自動車税環境性能割・」及び「（種別割）」を削り、「第六条の十二第二項第二号」を「第六条の十二第二項第一号」に改め、同表五十八号及び五十九号中「（種別割）」を削り、同表六十の二号及び六十の三号中「第五十五条の十五」を「第五十五条の二」に改め、同表六十一号及び六十一の二号中「（種別割）」を削り、「第五十五条の十九」を「第五十五条の六」に改め、同表六十一の三号中「第五十五条の二第二項及び第五十五条の十一第四項」を「第五十三条第四項の」に改め、同表六十四の三号から六十四の九号までを次のように改める。

六十四の三から六十四の九まで

削除

附則第十三項から第十五項までを削る。

附則第十六項中「の種別割」を削り、同項を附則第十三項とする。

附則第十七項から第十九項までを削る。

別記様式第四号（四）中「（種別割）」を削る。

別記様式第四号（四の二）中「自動車税（種別割）の」を「自動車税の」に改め、

「

自動車税（種別割）

」を「

自動車税

」に改める。

別記様式第四号（四の三）中「

自動車税（種別割）

」を「

自動車税

」に改め、

同様式の附表中「（種別割）」を削る。

別記様式第四号の二を次のように改める。

別記様式第四号の二 削除

別記様式第四号の五（二）、別記様式第四号の五（二の三）及び別記様式第四号の五（三）中「（種別割）」を削る。

別記様式第四号の五（五）中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に

「

自動車税（種別割）

」を「

自動車税

」に改める。

別記様式第四号の五（五の二）中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に

「

自動車税（種別割）

」を「

自動車税

」に改める。

別記様式第四号の五（五の三）中「自動車税環境性能割・自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第四号の八中「

自動車税分（種別割）

」を「

自動車税分

」に改める。

別記様式第五号中「

自動車税（種別割）

」を「

自動車税

」に改める。

別記様式第八号の五中「自動車税（種別割）納付」を「自動車税納付」に、「下記自動車税（種別割）」を「下記自動車税」に、「自動車税（種別割）の」を「自動車税の」に、「

自動車税（種別割）

」を「

自動車税

」に改める。

別記様式第九号の二の三中「（種別割）」を削る。

別記様式第十号（一）中「（種別割）」を削り、「

納税（登録）番号

」

「

納税番号

」を「

納税（登録）番号

」に改める。

別記様式第十号（二）中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に、「自動

「自動車税 (種別割) 減額」を「自動車税減額」及び「自動車税 (種別割)」を「自動車税」に改める。

別記様式第十号 (三) 中「自動車税 (種別割) 減額」を「自動車税減額」及び「自動車税 (種別割)」を「自動車税」に改める。

別記様式第十号 (五) の附表中「自動車税環境性能割・自動車税 (種別割)」を「自動車税」に改める。

別記様式第十一号 (一) の注裏一中「自動車税環境性能割及び自動車税 (種別割)」を「自動車税」に改める。

別記様式第十一号 (二) 中「(種別割)」を削る。

別記様式第十一号の二を次のように改める。

別記様式第十一号の二

身体障害者・精神障害者に係る自動車税減免申請書					
					年 月 日
(宛先) 埼玉県自動車税事務所長					
納 税 者 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号					
下記のとおり、埼玉県税条例第55条の4第2項の規定により自動車税の減免を受けたいので申請します。					
区 分		年 度		税 率	
自 動 車 税		年 度		円	
自 動 車	登 録 番 号 又は車両番号	事業用・ 自家用の 別	定置場（使用の 本拠の位置）	所有者の住所及び 氏 名（名 称）	使用者の住所 及び氏 名
身 精 神 障 害 者	住 所		フリガナ 氏 名		年 月 日生
	納税者との続柄		使用目的		
障 害 者	身体障害者 （戦傷病者） 手帳又は 療育手帳	記 号 番 号		交 付 年 月 日	年 月 日
		障害等級又は 障害の程度		障 害 名	
障 害 者	精神障害者 保健福祉手帳	障 害 等 級		手帳番号	自立支援医療 費受給者番号
		交付年月日	年 月 日	有効期限 （更新）	年 月 日

運 転 者	住 所		フリガナ 氏 名		身体障害者又は精神障害者との続柄	
	運転免許証 又は免許情報記録個人 番号カード	番 号		交付年月日		
		免許の種類		有効期限		
備 考	免許の条件及び自動車の制限					

注意 自動車税の減免申請の際、身体障害者（戦傷病者）手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び自動車検査証を提示してください。この場合、身体障害者（戦傷病者）手帳に障害の区分等が明示されていないときは障害区分等証明書（附表）を、減免を受けようとする者若しくは減免申請に係る自動車を運転する者が身体障害者若しくは精神障害者と生計を一にする者であるとき、又は当該自動車を運転する者が身体障害者若しくは精神障害者のみで構成される世帯の身体障害者若しくは精神障害者を常時介護する者であるときはその旨を証するに足る書類を添付してください。また、その他減免について必要な書類がある場合は、その書類を添付してください。

別記様式第十一号の二の附表中「自動車税環境性能制・自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第十一号の三の備考、別記様式第十一号の六の注意1及び別記様式第十一号の七の備考1中「自動車税環境性能制及び自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第十四号（一）及び別記様式第十四号（一の二）中「（種別割）」を削る。

別記様式第十四号（三）中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に、「自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第十四号（三の二）中「自動車税環境性能制、自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第十四号（四）中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に、「自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

別記様式第十四号（五）を削る。

別記様式第十九号（三）、別記様式第五十八号及び別記様式第五十九号中「（種別割）」を削る。

別記様式第六十号の二中「第55条の15」を「第55条の2」に、「（ふりがな

）局 番」を「（ふりがな）電話番号（ ）」に、「支払場所」を「支払

方法」に改める。

別記様式第六十号の三中「第177条の13第2項」を「第160条第2項」に、「（ふりがな）局 番」を「（ふりがな）電話番号（ ）」に、「支払場所」を「支払方法」に改める。

別記様式第六十一号（一）、別記様式第六十一号（二）及び別記様式第六十一号（四）中「（種別割）」を削る。

別記様式第六十一号の二中「自動車（種別割）」を「自動車納税済」に改める。

別記様式第六十四号の三から第六十四号の九までを次のように改める。

附則別記様式第十号及び附則別記様式第十一号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第六条の九の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(公示送達に関する経過措置)

2 改正後の第六条の九の規定は、前項ただし書に規定する日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

3 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「国庫支出金」の下に「（歳入予算に計上されていないものその他の企画財政部長が別に定めるものに限る。）」を加える。

第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二号又は第三号に掲げる行為に係る企画財政部長又は財政課長への合議は、当該行為に係る予算を計上した趣旨又は予算の内容の変更を伴うものその他の企画財政部長が別に定めるものに限る。

第十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、企画財政部長又は財政課長への合議は、当該支出負担行為に係る予算を計上した趣旨又は予算の内容の変更を伴うものその他の企画財政部長が別に定めるものに限る。

第五十四条第五号中「東日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社」に改める。

第四百条の二に次の一項を加える。

3 第十五条第一項ただし書の規定は、第一項の規定による企画財政部長又は財政課長への合議について準用する。

第四百条の五に次の一項を加える。

3 第十五条第一項ただし書の規定は、第一項の規定による企画財政部長又は財政課長への合議について準用する。

第三百三十五条第二項中「の種別割又は自動車税の環境性能割（以下この項において「自動車税の種別割等」という。）」を削り、「若しくは自動車税の種別割等」を「若しくは自動車税」に改める。

別表第一1中「5億円」を「8億円」に、

「3億円以上
契約変更金額が当
初契約金額の
5%以上となる
場合又は契約変
更額の累計額が
当初契約金額の
5%以上となる
場合を含む。」

を

「議会の議決を
要するもの又は
は法律第180
条第2項の規
定により議会
への専決処分
の報告を要す
るもの」

に改め、

「7,000万円以上」

「議会の議決を」

同表 4 中

「 土地の売買代金は 7,000万円以上で 面積が、0.001平方メ ートル以上のもの 」	要するもの 」
--	------------

を

に改める。

別表第二第十二項中「5億円」を「8億円」に改め、同表第十六項中「融資利用費」の次に「、行旅病人取扱費用、行旅死亡七人取扱費用」を加える。

様式第三十七号（六）から様式第三十七号（八）までを次のように改める。

様式第37号（6）から様式第37号（8）まで 削除

様式第四十一号（二）、様式第四十一号（四）、様式第四十一号（八）及び様式第四十一号（十一）中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正前の様式第四十一号（二）、様式第四十一号（四）、様式第四十一号（八）及び様式第四十一号（十一）の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。